



令和8年度入学準備金貸付制度のご案内

市では、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、大学（大学院を除く）、短期大学、専修学校（正規の修業年限が2年以上の高等課程及び専門課程に限る）の入学に要する費用の一部を無利子でお貸ししています。

1 貸付対象者・・・次のすべてに該当する方

- (1) 市内に在住し、住民登録をしている方
- (2) 学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、大学（大学院を除く）、短期大学、専修学校（正規の修業年限が2年以上の高等課程及び専門課程に限る）に入学を予定している生徒の保護者
- (3) 市税を滞納していない方
- (4) 入学費用の調達が困難な方
- (5) 次の要件を満たす連帯保証人を1名得られる方
 - ア 市内又は近隣市町（川越市、鶴ヶ島市、東松山市、日高市、川島町、鳩山町、毛呂山町）に住民登録をしている方（※）
 ※連帯保証人が市内又は近隣市町在住の方でない場合は、「連帯保証人の住所要件に係る区域外選定理由書」を提出してください。
 - イ 家計が自立している18歳以上の方（申請者と家計が別の方）
 - ウ 市（町）税を滞納していない方

2 貸付限度額及び償還方法

進学先	貸付限度額	償還月額	償還方法等
高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）	20万円 （無利子）	5,000円	貸付けから6か月据え置き後、納付書により40回
大学、短期大学、専修学校（専門課程）	30万円 （無利子）	7,500円	

3 申請受付期間

- 1回目：令和8年10月1日（木）～令和8年10月8日（木）
午前9時～午後4時30分（窓口受付時間）
- 2回目：令和9年1月5日（火）～令和9年1月12日（火）
午前9時～午後4時30分（窓口受付時間）
※土・日曜日、祝日を除く。

問合せ先

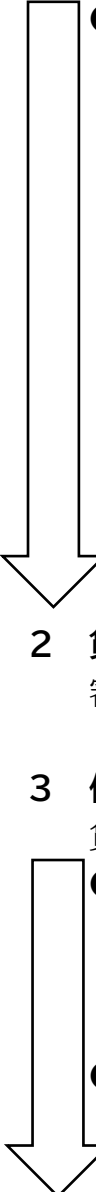
坂戸市教育委員会 教育総務課 庶務係（市役所4階）
 電話：049-283-1331（内線562・563）
 E-mail：sakado75@city.sakado.lg.jp

申請から入学準備金貸付金の振込までの流れ

1 申請手続

申請受付期間内に以下の書類を準備し、市役所 4 階の教育総務課窓口でお手続きください。郵送による申請書類の提出は受け付けられません。

●提出書類

- 
- (1) 貸付申請書
 - (2) 家庭状況調書（収入を証明する書類（源泉徴収票等）を窓口で提示）
 - (3) 世帯全員記載の住民票
 - ※発行後 3 か月以内のもの
 - ※世帯主・続柄の記載があり、本籍・筆頭者・個人番号の記載のないもの
 - (4) 令和 8 年度市・県民税納税証明書又は非課税証明書
 - ※世帯の中で収入がある方全員
 - (5) 連帯保証人の住民票
 - ※発行後 3 か月以内のもの
 - ※世帯主・続柄・本籍・筆頭者・個人番号の記載のないもの
 - (6) 連帯保証人の令和 8 年度市（町）・県民税納税証明書又は非課税証明書

2 貸付け適否の審査・審査結果通知

審査会で貸付けの適否を判定し、審査結果を郵送で通知します。

3 借受手続

貸付けが決定した方は、以下の書類を準備し、教育総務課窓口でお手続きください。

●借受人が用意する書類

- (1) 借用書
- (2) 入学決定を証明する書類（合格通知書の写し等）
- (3) 請求書

●連帯保証人が用意する書類

- (1) 印鑑登録証明書
 - ※発行後 3 か月以内のもの

4 入学準備金の振り込み

書類提出後、おおむね 1 4 日以内に借受人の指定口座に入金します。

<申請者の方へ>

- ・返済された貸付金は、ほかの方の貸付金として、再び活用する仕組みとなっています。貸付金の貸与を希望する方は、返済義務を十分に理解し、返済計画を立てた上で申請してください。
- ・返済が滞った場合は、督促状送付、電話連絡、自宅訪問等を行います。また、滞納が続く場合は、連帯保証人に連絡し、弁済していただきます。